

## 令和5年度 農林水産物直販所経営力向上支援業務委託仕様書

### 1 業務の背景と目的

#### 【背景】

本県の農林水産物直販所（以下「直販所」という）は、農産物の購入先であるだけでなく、人が集う地域の拠点であり、特に中山間地域では、商店等の社会インフラとしての機能を持つ等、直販所を中心とした地域の活性化等に大きな期待が寄せられている。

しかしながら、生産者の高齢化等により、品揃えや時期により出荷物（量・品目等）に偏りが生じるなど、店舗運営を継続していく上での課題がある。さらに、今後、生産者及び出荷量が減少していくことで、店舗を維持することが難しくなることが考えられ、直販所の店舗数の減少が懸念される。

このため、令和3年度においては、直販所の経営力向上に向けた直販所間の商品相互供給に関する調査を実施して課題整理を行い、令和4年度においては、直販所間取引のネットワーク構築に向けた商品・情報の相互供給に係る実証試験を実施したうえで、直販所交流商談会において店舗間での相互供給を行う仕組みについて報告及び情報共有を行った。

#### 【目的】

令和5年度においては、直販所間における商品・情報の相互供給ネットワークの構築を目指し、2店舗間の取引増加に向けた交流商談会の開催や、宅配便以外の発送方法を検討する。

また、直販所間取引の仕組みづくりに向けた課題整理を行うための実態調査を実施する。

### 2 委託期間

契約日から令和6年3月8日（金）

### 3 業務の内容

#### 【用語の説明】

農林水産物直販所

生産者が自ら生産した農林水産物等（加工品等を含む。）を、地域内外の消費者へ直接販売することを目的に、農林漁業者、市町村、公社、第3セクター、農林漁業協同組合、民間事業者等が設置及び運営し、有人かつ周年営業する施設。

#### (1) 直販所間の商品・情報の相互供給ネットワークの構築

##### ① 2店舗間の商品取引の拡大支援を通じた課題整理

令和4年度農林水産物直販所経営力向上支援業務にて行った直販所間の商品・情報の取引に係る実証試験（以下「令和4年度実証試験」という。）結果を踏まえ、2店舗間の直販所間取引店舗数を増加させるため、直販所交流商談会を実施し、直販所間の商品・情報の相互供給に意欲的な店舗同士や物流業者との調整を行う。

また、令和4年度実証試験で報告された以下のアからオまでの課題を検証するとともに、必要に応じて各取引店舗における課題克服について支援する。

〈令和4年度実証試験で報告された課題〉

- ア 地域外取引や仕入れのルール改正
- イ 実施時期や品目の選択肢増
- ウ 高単価商品の取り扱い
- エ 適正価格・ロット数の設定
- オ 発送の工夫

〈具体的な実施内容等〉

実施内容等は以下のとおりとする。

- ・交流商談会の開催 2回以上

(本項③に記載する直販所間取引報告会と併せて実施することも可能とする。)

- ・直販所間取引参加店舗数 10店舗以上の参加
- ・商品の選定・取引時期等の確認・調整
- ・物流業者による輸送ルートの確保、決済方法、店舗との連絡方法等の確認・調整
- ・商品の受発注の時期や品質管理方法の確認・調整
- ・直販所間取引時の決済や連絡方法等の確認・調整
- ・直販所間取引後の成果及び課題の整理と課題解決方法の提案

なお、令和4年度農林水産物直販所経営力強化支援業務成果報告書「実証試験の成果と課題」を参照のうえ、実施すること。

## ②汎用アプリケーション（メール等のコミュニケーションツール）を活用した直販所間取引に係る課題整理

直販所間取引を行ったことのある直販所を対象に、各店舗の取引可能品目や数量・期間等基本情報について実態調査を行う。

実態調査の結果をもとに、汎用アプリケーションを活用した直販所間取引の仕組みづくりに向けた課題整理を行い、実現可能性の高い仕組みについて、少なくとも2以上の提案報告を行う。

なお、実施成果報告書においては、汎用アプリケーションを活用した直販所間取引の仕組みづくりに関する要件、費用概算を合わせて報告すること。

## ③直販所間取引報告会及び情報交換会

直販所間取引を行ったことのある直販所の情報を共有し、新たな2店舗間直販所取引件数の増加や、各直販所間取引時の課題の解決につなげるため、直販所間取引報告会を開催する（1回）。

講師及び内容は、県と受託者で協議し決定することとし、受託者は、会場設営、準備、記録、講師謝金・旅費等の経費支出、及び当日の報告会等の運営を行う。

なお、開催日程・場所・周知方法等、県と十分に協議のうえ実施し、次年度以降、参加店舗や店舗同士の商品取引が拡大する内容となるよう取り組むこと。

## (2) 実施スケジュール（予定）

3 (1) ①②の業務・・・契約期間中随時

3 (1) ③の業務・・・令和6年1月下旬から同年2月末日まで

## (3) 実施にあたっての留意点

① 3 (1) ①及び同②の業務実施に係る調整は受託先が行い、内容については県と事前協議する。

② 店舗責任者及び関係者等に対し、実施目的・内容等を丁寧に説明し、クレーム及びトラブル等の発生時には、迅速に対応し、対応結果を県と共有する。

③ 新型コロナウイルス感染症の状況等により、必要に応じ、検討会等をリモート（Web）での開催とすること。

④ 県から提示する令和4年度農林水産物直販所経営力強化支援業務成果報告書の内容を把握し、県内における直販所の現状や課題を十分理解したうえで、業務を実施すること。

## (3) 対象経費

本委託業務の対象経費は、報酬、旅費、謝金、通信運搬費、使用料、印刷製本費、消耗

品費等、準備・協議(打ち合わせ)、及び成果報告書の作成、講師謝金、会場賃借料、その他業務に必要と認められる経費とする。

なお、人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)」により行うものとする。

#### 4 成果品

##### (1) 中間報告書

① 3(1)①及び同②に係る進捗、課題及び成果等をまとめた報告書(A4横書き:正副2部)。

報告書は、表紙及び目次等を付し、項目ごとに整理したうえで令和5年11月1日(水)までに報告する。

なお、対象品目の増加に向けた取引先選定や商品発送における課題及び汎用アプリケーションを活用した直販所間取引の仕組みづくりに係る進捗、課題及び成果については必ず記載すること。

##### (2) 実施成果報告書

① 実施成果等を一冊にまとめた報告書(A4横書き:正副2部)。

報告書は、表紙及び目次等を付し、項目毎に整理した上で契約終了日までに報告する。

また、報告書には、直販所等に紹介するための本事業の成果と課題等(A4、1枚程度)を記載し、次年度以降、参加店舗の拡大に向けた具体的な課題や解決方法を提案すること。(内容については県と協議すること)

3(1)②については、汎用アプリケーションを活用した直販所間取引の仕組みづくりに関する要件、費用概算を報告すること。

② データベース化した上記①の実施成果等を記録したCD-ROM1枚を合わせて提出する。

#### 5 留意事項

(1) 本業務の達成に必要な一切の経費は受託者の負担とする。

(2) 受託者は、本業務の進行状況等を随時報告するほか、県担当者の求めに応じて報告を行い、適切な委託費の執行に努める。

(3) 本業務の目的を達成するために、県担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行うことができるものとし、受託者はこの指示に従う。

(4) 受託者は、本業務に関して知り得た業務上の秘密を、受託期間にかかわらず決して第三者に漏らしてはならない。また受託者は、本業務により知り得た個人情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。

(5) 本業務について、契約書に示す検査の他、国及び県の職員による事業場等の立入検査が実施されることも想定されるため、受託者は検査対象となった場合は協力すること。

(6) 本業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務等が生じたとき、又は本業務の内容を変更する必要があるときは、県と協議のうえ対応すること。